長野市農業委員会第21回総会議事録

１　日　時　　令和６年10月31日（木）
　　開始時刻　午後１時30分　　終了時刻　午後３時12分
２　場　所　　会議室203（第二庁舎10階）
３　出席委員

１番　阿部　孝二	２番　北村　　守	３番　駒村　保幸
４番　青木　　保	５番　久保田清隆	６番　野池　　久
７番　長谷部　孝	９番　渡邉　美佐	１０番　小林　清男
１１番　清水　　貢	１２番　鈴木啓佐利	１３番　奥山　雅茂
１４番　山本　忠宏	１５番　祢津　光博	１６番　北澤　万正
１７番　横山　幸季	１９番　曽根　信一	２０番　花見ひとみ
２１番　近藤　利章	２３番　善財　良治	２４番　佐藤　　隆
２５番　和田　　修		

４　欠席委員

８番　小池　知永	１８番　髙木喜久夫	２２番　宮﨑　治夫

５　会議に出席した職員
　農業委員会事務局

参事兼事務局長	浅川　清和	主幹兼事務局長補佐	笠井　英明	事務局長補佐	松橋　秀樹
事務局長補佐	西村　武次	係　　長	曽根　明美	係　　長	駒村貴久美
主　　事	成島　和沙				

　農業政策課
　係　　長　清水　広一　　主　　事　中野　修平
６　議　事
(1) 農地法等に係る事項について
　議案第198号　農地法第３条の規定による許可申請について
　議案第199号　農地法第４条の規定による許可申請について
　議案第200号　農地法第５条の規定による許可申請について
　議案第201号　相続税の納税猶予に関する適格者証明について
　議案第202号　農振除外等に係る意見聴取について
　議案第203号　非農地決定について
　議案第204号　特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請について
　報告第62号　農地法第４条の規定による届出について
　報告第63号　農地法第５条の規定による届出について
　報告第64号　農地法第４条の規定による農業用施設（２ａ未満）の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
　議案第205号　地域農業経営基盤強化促進計画の確定に係る関係者の意見について

曽根会長代理　ただ今から第 21 回総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数、在任委員 25 名中 22 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第３項に基づき総会は成立しております。欠席委員は８番の小池委員、18 番の髙木委員、22 番の宮﨑委員です。挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長　皆さん、ご苦労さまでございます。早いもので、あと残すところが２カ月でございます。本当に、特に後期高齢者になると早くて早くて、こんなに早くいったらどうなるかなというぐらい時の流れを感じております。この 10 月、特にいろいろと活動をしていただきまして、ありがとうございました。市長さんに出した意見書の農政懇談会、それから農業フェア、さらには、それぞれの地域で、利用状況調査の最終確認等々、いろいろお忙しかったんじゃないかなというふうに思っております。

私、今日、農地へのつぶやきを皆さんにお配りしましたので、ちょっとそれを参考にしながら簡単にご報告申し上げます。農政懇談会につきましては、ご案内のように全部で８項目提出をさせていただきました。それぞれ、農林部のほうからは最大限実現のために努力しますということでお話をいただいていますので、継続的にフォローしていきたいというふうに思っております。とりわけ果樹振興だとか、農業経営収入保険の補助金の設定や拡充とか、こういったことはちょっと全体に影響しますので、注意深く見守っていきたいというふうに思っています。

長野市の農業フェアですけども、おかげさまで盛況でした。来ていただきました委員さんもたくさんおられました。また、農業者年金の推進活動していただきましてありがとうございました。今年は、ちょっとブースの位置も、今まで外だったんですけど、２階の中に入ったということで、非常に、一時は長野の銀座通りよりも人手が多かったというような状況でありました。隣の若里市民文化ホールで行いました、初めてなんですけどね、2024 果樹サミット。これ１部、２部ということで、１部は私のほうで基盤整備だとか、りんごの状況について地域振興局からご報告がありましたけど、２部の中で、ヘーゼルナッツの可能性ということでセッティングをさせていただきました。事務局に確認しましたら、約 200 人の方が来られたそうです。どうも聞いたら、長野市内だけじゃないと、北信一帯から来られたというようなお話も聞いています。それぞれ新しいものへの関心と、それから、これへの期待というようなことを含めて、これから、また見守っていきたいというふうに思っています。

裏面ですけれども、今日皆さん方に、緑の以外に新聞の切り抜きを二つお配りしています。ちょっと参考までに見てください。一つは信濃毎日新聞で、和田調査会長が鬼無里でポップコーンの、いわゆる定着のトライをされたという記事が載っております。鬼無里にとって大きな資源になるんじゃないかなというような気持ちを抱きながら、記事を配布させていただきました。こういった活動そのものの積み上げが、ゆくゆくは花が開くんじゃないかなというふうに思っております。ご参考にしていただければありがたいと。それから、長野市民新聞の切り抜きも皆さんがたに、これは今日の新聞でございます。先ほど申しましたように、ヘーゼルナッツの可能性ということで果樹サミットの掲載をいただきました。

それから、もう一つは、ここに書いてあるとおり、青年協議会と販売事業者との商談会というのを今回初めて実施することができました。特に新規就農者を中心に、若い人たちを中心に、なかなか販路について手探りのところが結構多いんですけども、たまたま私が会長しています長野市地産地消推進協議会という組織がありまして、そこで私のほうでも、農業政策課さん、悪いけど、ぜひ今年は何とか動いてくれというお話を申しましたら、青年協のほうも積極的に動いていまして、初めて、いわゆるマッチングですね。それぞれの農業者、青年協議会の農家の方々が品物を持ってきて、そこで食味しながら、ホテルさんとか、それから、販売の事業者の方々と直接お話をさせていただいたり、結構具体的な商談への道筋を通ったという話も聞いています。

これ初めてなんですけども、こういったことを、できれば毎年できるように、年２回ぐらいやりたいというのと、今回、たまたま隣の社会福祉センターの４階でやったんですけども、できれば、ホテルぐらいで大広間借りて、そこで規模拡大でできればいいなというようなことも今、考えております。一度、これについては、来年からまたブラッシュアップした取り組みをしていければいいんじゃないかなというふうに感じました。

それから、私の動きとしては一応、今ここに書いていますけど、一つは上田市で、県内 19 市の農業委員会会長と事務局長の合同会議がございました。これは、特に農地法関連の案件がそれぞれの市でもあって、その判断基準が大きく異なれば困るというようなことで、毎年、事例を出しながら、いわゆる横串を通すと、長野県内で。例えば、長野市と須坂市で同じ、似たような案件でも判断基準が違って、いや、これは須坂市では OK だけど、長野市ではなんで駄目なんだというようなこと、できるだけ避けようというようなことも含めて、この会議をしております。そのときの

視察研修では、上田市のアート金属工業が中心になってコーヒーの栽培をしているということで、現場で研修して、勉強なりました。

それから、基盤整備の関係で宮崎県に行きました。10 月 27 日、ほぼ日帰りのきついスケジュールだったんですけど。時間取って、みかん園を回ってきました。向こうも大変です。温暖化で、みかんの花が咲くんだけど、結実しないんです。たまたま、私ども訪れたみかんの畑は普通、袋をかける、有袋の品種なんですけどね。袋が本当に、普通のみかんだったら、うわっといっぱい木がしなるほどなってるんですけど、ぽつんぽつんしか、なってないんです。なんでかといったら、花は咲いたけど結実しないと。それはやっぱり高温でうまく受粉できなかったということで。あと、生理落下、花の生理落下いうようなことで、非常に向こうも深刻な状況でした。その訪問したお宅だけじゃなくて全域にそうだということで、異常気象の高温というのが身近にやっぱり来ているなということ、痛切に感じました。

前の日に池袋へ行きまして、市長と果物のトップセールスを行ってきました。東京、池袋のサンシャインシティで、噴水広場ですけど、日曜日すごいですね、東京はやっぱり。10 万人ぐらい、もう押すな押すなです。試食やったら、試食奪い合いですよね。試食を食べたら、ほとんどの方が買ってくれました。値段も当然、東京のスーパーに比べたらお得な値段を付けたことは事実ですけど、おいしいと、こんな新鮮な果物食べたことないというお客さんが圧倒的でした。そういう意味では、いい品物であれば、まだまだ、どんどんマーケティングが開けるなというふうに、私には感じました。

そんなことで忙しい 10 月でしたけども、今日、10 月の仕事の最後が総会でございます。今日は農地法関係が中心ですけども、皆さん方の真摯なご討議をお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

曽根会長代理　ありがとうございました。続きましては浅川事務局長よりお願いします。

浅川参事兼事務局長　大変お疲れさまでございます。本日は何かとご多忙のところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。委員の皆さまには日頃、農地パトロールをはじめ、大変ご苦労をいただいておりますことを、あらためて感謝申し上げます。ありがとうございます。まず、今ほど話ございましたが、22 日開催の農政懇談会におきましては多数の委員の皆さま、ご出席をいただきました。大変、有意義な会となりました。ありがとうございます。懇親会も盛大に開催することができました。ありがとうございます。また、先

週の土曜日、ビッグハットでの農業フェア。こちらには農業者年金推進委員として５名の委員さんにお手伝いをいただきまして、ありがとうございました。また、若里市民文化ホールでの果樹サミットということで、こちら、１部では、会長からのご講演もございました。こちらにも大勢の皆さまにご出席をいただきました。大変盛況で、かつ、成功裏に幕を閉じることができました。会長はじめ委員の皆さん、大変お疲れさまでございました。

そして、11 月 20 日には、まず市議会の経済文教委員会の議員との意見交換会が予定されています。議会のほうから、もう既にご案内のほうもいただいておりまして、役員と事務局のみという形での参加になりますけれども、先日の農政懇談会の意見書の内容を中心に意見交換を予定しておりますので、役員の皆さまには、またよろしくお願いをいたします。また、来月の 21 日には、ホクト文化ホールで第９回長野県農業委員会大会と、長野県農業会議設立 70 周年記念式典ということで開催をされます。長野市からは、現時点でございますけども 59 名の委員さんにご出席をいただく予定ということでございますが、どうぞ、また一つよろしくお願いをいたします。

本日は農地法等議案 20 件ほかの盛りだくさんの内容でございますけども、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げ、加えて、実り多き秋となりますことをご祈念申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞ、お願いします。

曽根会長代理　ありがとうございました。続きまして議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第６条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をいたしていただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議　　長　はい。それでは規定に基づきまして、私のほうで議事進行をさせていただきます。皆さん、ご協力をよろしくお願いいたします。着座にて進行させていただきますので、ご容赦いただきたいと思います。最初に議事録署名人の指名を行います。議席番号 19 番、曽根信一委員と議席番号 20 番、花見ひとみ委員にお願いします。よろしくお願いします。議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第 31 条第１項の規定で、農業委員会の委員は自己または同居の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しましては、議案第 203 号 非農地決定におきまして、お手元に配布いたしました別紙１のとおり、関係委員が議事に参与することができない案件がございます。本日の議事案件に関しまして、当事者または関係者となっている方がござい

ましたら、お申し出ください。別紙１、●●委員さん以外いないということでよろしいですかね。

【該当なし】

議　　長　それでは、なしと確認いたしました。次に、議案の訂正等の報告を、事務局からお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐　事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。初めに資料の確認をお願いいたします。本日、お手元にお配りしました資料及び皆さまに事前にお届けしてご持参いただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧、確認用のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。なお、訂正につきましてはございませんでした。議案の訂正等につきましては以上でございます。

議　　長　それでは議事に入ります。農地法等に関わる事項について審議を行います。議案第 198 号 農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹兼事務局長補佐　議案第 198 号 農地法第３条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。本冊１ページをご覧ください。番号１番から、５ページの 10 番までの 10 件でございます。内容につきましては、10 件全てが所有権移転案件となります。農家創設は４番と６番の２件です。また、10 アール未満の案件は１番、２番、５番、10 番の４件です。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、農地法第３条第２項の各号に掲げる全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合や、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、１番から４番、お願いいたします。

善財地区調査会長　北部の善財です。１番につきましては無償の所有権移転案件でありまして、これは親族間の、叔父と甥の間柄になりますけれども、親族間における贈与案件であります。本件取得っていうそのものしかないというふうに、10 アール未満の取得でありますが、きゅうり、長芋、なす等栽培するということで許可相当と判断いたしました。それから２番ですが、これも無償による所有権移転。これは、親から子への贈与であります。受人は既に分家して独立

して居住している住宅がありまして、その住宅に隣接する農地を親から子へ贈与するということで、本件も 10 アール未満でありますが、アスパラガス、きゅうり等を栽培するということで許可相当と判断いたしました。３番については有償の所有権移転案件でありまして、本件につきましては、受人が現在、自作の面積 6,554 ㎡ありますけれども、ヘーゼルナッツを耕作といいますか、作付けしておりまして、本件についてもヘーゼルナッツを栽培したいということでありまして、許可相当と判断いたしました。

それから、次のページ、４番でありますが、有償の所有権移転案件でありまして、渡人は所有名義人が亡くなっておりまして、相続財産清算人である弁護士が渡人となって、●●さんに所有権移転をするというものでありますけれども。本件は農家創設案件でありまして、農家創設でありますけども、この受人は現在、三輪にお住まいですが、豊野町町内に住宅地を購入するという予定で進めていまして、その住宅地の所有者である相続財産一括といいますか、残りの農地 3,217 ㎡を宅地と合わせて取得したいというものであります。野菜、水稲、それから、菜花等ありますけれども、草との戦いということを強くご指導申し上げて、近隣農地に悪影響を与えないようにやってくということを確認させていただいたので、許可相当という決定をいたしました。以上です。

議　　長　　続きまして、西部地区調査会長から５番についてお願いします。

和田地区調査会長　　西部地区調査会の和田です。本件は有償の、なおかつ 10 アール未満の所有権の移転であります。受人は空き家バンク登録物件を購入し、購入物件に隣接している農地を購入して、自家用野菜の栽培に意欲を示しており、許可要件を満たしておりますので承認することに問題はないと認められます。以上です。

議　　長　　続きまして、中部地区調査会長から、６番から８番お願いします。

北村地区調査会長　　中部地区の北村でございます。まず６番ですけども、これは農家創設案件になります。申請農地は現在、受人が耕作しているものなんですけども、先を見据えて、将来を見据えて所有権移転をしておきたいという問題であります。本人に調査会に出席していただいて、営農計画を確認しましたが、問題ありませんでした。それから、７番でありますけども、先ほどもありましたけども、現在、受人が耕作している農地について今回、相続財産の清算の対象となったということでありまして、今、耕作しているものですから、そのまま所有権移転をするということであります。それから８番ですけれども、８番は不在地主になりまして、今まで貸し出しをしていたんですが、今回は地域の担い手ですね、この方

は、その方に所有権移転するということであります。いずれも、３案とも許可条件を適合していると判断いたしました。以上になります。

議　　長　　続きまして、南部地区調査会長から、９番及び 10 番お願いします。

小林地区調査会長　　南部地区の小林です。南部調査会では９と 10 番について審議いたしました。いずれも有償の所有権移転というものであります。特に９番につきましては、受人は既に農業をされている方でありますし、申請地のすぐ近くに、隣接にお住まいということもありまして、今回、買受けるということになったものであります。作付けするものはオクラとかゴーヤとかと伺っております。８番につきましては 10 アール未満の案件であります。受人は不動産業者の仲介で東京から移住される方です。もう既に住宅は購入されております。住宅に隣接する農地を取得するというものであります。10 アール未満であり、白菜、キャベツ等栽培するということであります。いずれも許可条件に適合しており、調査会では許可相当と判断いたしました。以上です。

議　　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。私のほうから、いいですかね。３番の三才古屋敷の●●さん、ヘーゼルナッツを作るということで、既に６反歩やられているんですよね。

　既に、もう植えられてるんですか、これ。それは、まだ分からない？

　事務局。

笠井主幹兼事務局長補佐　　すみません、しばらくお時間いただいてもよろしいでしょうか。確認取ります。

議　　長　　それから、４番ですけども。豊野蟹沢で、●●さんは移られるという前提でいいんですか、蟹沢へ。

善財地区調査会長　　受人の●●さんは現在、三輪にお住まいですが、豊野町蟹沢地籍にある宅地を取得して、そちらに住むと。その宅地の隣接あるいは近接の農地を取得したいということです。これから移ります。

議　　長　　具体的なスケジュールは、なんかお聞きになっていますか。年内とか来年とかいう話は出ている？

善財地区調査会長　　そこまでは確認しなかったですけど。事務局さんで分かったらお願いします。

笠井主幹兼事務局長補佐　　調べます。すみません。最初の３番のほう、よろしいでしょうか。●●さんなんですけれども、隣接地、東側の土地の取得は８月になっております。ちょっと現場のほう見て確認は取れてない

んですけれども、８月購入ですので、まだ植えてはいないのではないかと。今回の土地も併せて植えていくのではないかという想定をしているところです。よろしいでしょうか。

浅川参事兼事務局長　三才で初めて、隣接地含めて、２筆ね。８月にも隣を１回購入されているんですよ。今回、ここで購入されて、都合５反歩ぐらいになるんじゃないかな、三才地籍で。そこでヘーゼルナッツを新しく始めるということでいいのかな。

笠井主幹兼事務局長補佐　そうです。

善財地区調査会長　会長、すみません。

議長　どうぞ。

善財地区調査会長　自作地についてはヘーゼルナッツが植栽済みだというお話は、事務局からそういうお話をお聞きしたので申し上げましたけれども、詳しくは確認してありません。そういうお話をお伺いしました。

議長　確認して報告とか、情報としていただけませんか。参考までに。

特に４番目の件は、初めてやられる方で。

いずれにしても、農業委員会通しちゃって、よく見たら、まだ少し先だなっていう話。あれ結構、迷惑が出ちゃうから、ある程度スケジュールが見えるのかなというふうに思ったので。その辺は、できれば、調査会でも、そんな議論もしてほしいなと思いますよ。

善財地区調査会長　会長、すみません。農家創設案件で本人の出席求めて営農計画を確認したんですが。夫、旦那さんが●●国籍の人なんですが、２人で出席をいただいて、●●の旦那さんは、若い頃、アメリカで農業を若干やった経験もあるというお話もお伺いしております。ですので、作付けについては問題ないようできますね、ということで念押しをした経緯がございます。以上です。

議長　分かりました。あと、また追加情報ください。

他ございますか。それでは、意見がそれ以外ないようでございますので採決に入ります。議案第 198 号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長　全員の方の賛成を確認いたしましたので、議案第 198 号は原案どおり決定いたしました。

続きまして議案第 199 号 農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐　議案第 199 号 農地法第４条の規定による許可申請についてご説明を差し上げます。本冊の７ページをご覧ください。番号１番

から３番までの３件でございます。１番は駐車場を設置する転用案件です。２番は農家住宅を建築する転用案件です。こちらは５条議案の３番と関連しております。３番は農家住宅を建築する転用案件です。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月、総会で許可すべきものとして決定をいただき、県に進達しておりました農地法第４条の２件は全て許可済みとなっております。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議　　長　ただ今、事務局より説明がありました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から１番及び２番についてお願いします。

善財地区調査会長　北部の善財です。１番につきましては、不動産業を営む方の駐車場を設置したいという申請でありますが、一部、駐車場化している部分がありまして、一部追認案件でございます。この土地の隣接地に戸建ての賃貸住宅を経営している方でありますけれども、駐車スペースがないということで、戸建て住宅敷地の隣接地を駐車場にしたいということでありまして、近隣農地に与える影響は少ないということで許可相当と判断いたしました。

それから２番ですが、農家住宅の建築ということで、この方の奥さんとの共有名義で、共有の住宅を建築したいという案件でありますので、先ほど事務局から説明のあった５条との関連があるということは、５条の３番では、この方から妻への使用貸借権設定というところであります。本件、４条申請につきましては、近隣農地に与える影響は少ないということで許可相当と判断いたしました。以上です。

議　　長　続きまして、中部地区調査会長から３番についてお願いします。

北村地区調査会長　３番ですけども、これも農家住宅案件であります。申請人の住居が、ここに書いてあるように、市内なんですけれども、耕作地が離れておりまして、これ青木島ですが、十分な管理ができてないと。草刈りはやっておりましたということでありますが、今回、その申請地に農家住宅を建築して、農地の管理を、活用をしっかりやってきたいということであります。現地と、それから理由書も確認いたしましたが、隣が、隣接が申請人の農地ということも含めて、周辺の営農状況に支障はないというふうに判断いたしまして、許可相当というふうに考えました。以上になります。

議　　長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について発言のある方

の挙手を求めます。特にございませんか。

【質疑なし】

議　　長　それでは、これより採決に入ります。議案第199号につきまして許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　全員の方の賛成を確認いたしました。よって議案第199号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第200号 農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐　議案第200号 農地法第５条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。本冊の９ページをご覧ください。番号１番から、11ページの７番までの７件でございます。９ページをご覧ください。１番は資材置場を設置する転用案件です。こちらの備考欄をご覧ください。２行目に機構意見の記載がありますとおり、本件は30アールを超えるため、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を述べる案件でございます。北信地区常設審議委員会及び県常設審議委員会で審議をいただいた結果を踏まえて、長野県で許可の判断を行うものになります。３行目には農振除外日と記載がありますとおり、令和６年10月８日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものです。

10ページをご覧ください。２番は駐車場を設置する転用案件です。３番は農家住宅を建築する転用案件です。本件は４条議案の２番と関連した案件となっております。４番は資材置場を設置する転用案件です。５番は駐車場を設置する転用案件です。６番も駐車場と資材置場、通路を設置する転用案件です。７番は駐車場を設置する転用案件です。その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等、許可要件に照らし、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月の総会で許可すべきものとご決定いただき、県に進達しておりました農地法第５条の８件のうち７件は許可済みとなっております。

許可済みとなっていない案件は不許可相当として県に進達しました、豊野町大倉の太陽光発電施設の案件でございます。県に確認したところ、現在、保留としているとのことですが、農地法の観点から許可見込みとのことです。この経過についてご説明をさせていただきます。まず、県へ進達しました不許可相当の理由は、事業計画書からは、設備を設置することにより営農に支障がないよう配慮されることが読み取れるが、近隣住民への説明が不足しており、同意が得られていないことが不許可相当であると記載しております。

さらに、農業委員会の対応としましては、環境部で長野県知事に提出いたします太陽光発電施設の設置に関する意見の中に、近隣の農業に悪影響を及ぼさないように実施すること、近隣住民の反対があるため、その理解が得られるような対応に努めるよう事業者に対し指導すること、以上２点の意見を記載しました。また、本件の進達先である県の担当課からも、県の太陽光の担当課である環境政策課ゼロカーボン推進室に対して同様の意見を伝えたと聞いております。現在も当事者の円満な同意は得られておりませんが、事業所では理解を得られるよう対応を進めていくとのことですので、ご承知いただきますようお願い申し上げます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、まず農地法第５条の案件について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告を、お願いいたします。初めに北部地区調査会長から、１番から３番お願いいたします。

善財地区調査会長　北部の善財です。１番につきましては有償による所有権移転でありますけれども、受人は浅川ループ橋を上っていった先にある木質バイオマス材木を材料とした発電所を営んでおりまして、この土地に、申請地につきましては資材置場にしたいということであります。バイオマス用材木の乾燥のために本申請地を取得したいというものでありました。これまで遊休農地であった、休耕地であった状況でありまして、近隣に与える影響は少ないと判断し、許可相当と判断いたしました。農振除外が 10 月８日付で済んでおります。

それから２番でありますが、使用貸借権設定による駐車場の設置ということでありまして貸人と借人は同居しておりまして、借人は孫の配偶者でありまして、これは現在同居しておりますけれども、近くにある貸人、●●さんの土地、宅地、既存の宅地を敷地とする住宅を建てたいという計画がありまして、その土地に隣接する南側の土地を駐車場として利用したいということで、使用貸借権設定による５条申請が出されたわけであります。近隣農地に与える影響は少ないということで許可相当といたしました。

それから３番でありますが、使用貸借権の設定でありますけれども、先ほどの４条でありました関連でありますけれども、貸人と借人は夫婦の関係でありまして、土地所有者である貸人から妻へ使用貸借権を設定し共有名義で住宅を建築したいというものでありまして、近隣農地に与える影響は少ないということで許可相当といたしました。以上です。

議　　長　続きまして、中部地区調査会長から４番についてお願いします。

北村地区調査会長　４番ですけども、資材置場設置の案件であります。そこにありますように、塗装業を営んでいる受人の現在の資材置場が相当遠方にあるということで、自宅に近い所を探していたところ、渡人のほうなんですが、この人も遠方から通っている、小布施から通ってるんですけども、農地の維持管理が難しいということがありまして、双方の要望が合致しまして所有権移転ということになったということであります。まず、現場と事業計画書を確認いたしましたが、周辺の営農には支障はありません。さらに、近隣の住宅、住民の了解も得ているということを確認いたしましたので、調査会では許可相当ということで判断をいたしました。以上でございます。

議　　長　続きまして、東部地区調査会長から、５番から７番お願いします。

近藤地区調査会長　東部地区調査会、近藤です。５番ですが、転用により駐車場を設置するというものです。当該の農地は昭和 60 年頃から造成が始まった寺尾の大室団地の南端に位置します。その団地の造成の工事の車両置場として埋め立てが行われていたもので、それが現在まで復旧がされずに、そのまま残っていたというものを今回、所有権移転によって駐車場に転用するという案件です。受人の宅地は、その駐車場と隣接してありますが、今まで、あそこに車を止めていたと。そこに住宅を建築するということで、新たに駐車場の用地を求めるものです。従来の所有者については農地転用の手続きをしなければならなかったという認識がないまま現在に至ったもので、今回あらためて、所有権移転に伴って申請を行うものです。駐車場と隣接する農地につきましても、受人の所有農地ということで特に影響はないと判断されるものです。

６番につきましては、調査会の中でも非常にもめた案件です。貸人は個人名なんですが、借人、●●、こちら代表を務めている方です。実は３年前に、宅地と、それに隣接する農地を取得した中で農家創設を行って今後、野菜を栽培するというようなことで当初出発したものなんですけれども、期間があまり経ていない中で、今回、ご自身の事業用地に転用をしたいという申請であります。これについては、事務局のほうに転用の相談があった段階で、関係の委員全員が現場へ集まって現場の確認、また本人から状況を確認するということを行いまして、その際にも、既に農地の一部は砕石が敷かれている、また、一部の取得した農地については既に山林化していて、非農地化しているというような状況でありました。確かに、山に近い農地ということで、取得当時の状況がどうであったのか、ちょっと分からないんですけれども、農地の利用状況調査の中でも山林と判断された中で、非農地決定をされ

た農地も一部あるというものです。一部農地については砕石が敷かれて、また、資材も置かれていたという中で、隣接の果樹園等に影響があるようなものについては、すぐに整理をしてくださいということで、その当日は指導を行ったところです。また、農家創設とした中で、農家が継続できないということについて確認した中では、非常に山がちの土地で石もかなりある中で野菜の栽培がなかなか困難となったと、そういったようなことで今回、一部転用をしたいというような申請であります。

その一部の農地については今後も耕作を続けるというような意向も、あるようなんですけれども、農家創設後期間がない中で転用の申請ということで、出席の委員からも、この点について許可相当とすることには非常にためらいがあるというようなことでありました。ということで、今後、農地として、継続して耕作していく部分については、確実に耕作を行うかどうか注視をしていく必要があると、また、今回、こういった案件について、各委員も記憶にとどめるというような、今後の動向については十分注意をする。また、事務局のほうでも、そのような情報については今後継続して注意を行っていくということで。転用の基準については満たしているという中で、渋々許可相当とせざるを得ないであろうと、相当になったものであります。

７番につきましては、農地の一部を駐車場として転用するものであります。賃貸借です。借人の自宅は、当該農地の私道を挟んだ所に住宅が位置しています。今回の農地につきましては、従来から耕作がされていない状態、草の管理は行われていたけれども耕作がない状態であったと。農地の必要最低限の面積について、駐車場として利用を考えているということで、残地については今後も所有者のほうで管理をしていくということで、周辺の農地への影響もないということで許可相当と判断したものです。以上です。

議　　長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。今回の農地法第５条の案件と、先ほど事務局から報告がありました、先月の太陽光発電でのご議論、これ、したと思いますけど、その経過について事務局から報告がありました。それも含めて、委員の皆さんからご質問を受けたいと思うんですが、いかがでしょうか。

阿　部　委　員　ちょっと聞きたい。

議　　長　はい、阿部委員どうぞ。

阿　部　委　員　調査会でもめたという話で、●●さんで、今度は借受人は、●●株式会社の●●さん、同じ人間ですよね、住所も同じだから。だから、自宅の中に会社を設けていて、個人の持っている土地を

会社に貸しつけるということなんですよね。これ、農地は個人で借りてやったっていうことなんだけど、これ、農地の転用なんだけど、これはよく分かんないんだけども、●●は、農地について借りる目的とか、農業をやるとか、そういうことはないんだよね。

議　　長　事務局、説明をお願いします。

松橋事務局長補佐　事務局の松橋です。●●さんについては、建設ですが、土木関係の事業をやってらっしゃる業者さんで、農業の関連する事業者ではありません。こちらについては、社長である●●さんが３条で取得したんですけども、それを今度転用するということで、実際はこの会社が転用して、その会社の事業用地として使うということで、今回のような使用貸借による５条申請という形式となっています。

阿　部　委　員　よく会社の目的には、いろんな、いっぱい書いてあるでしょう。

議　　長　定款ですか。

阿　部　委　員　うん、定款でね。そうすると、それにも農業関係は一切ないわけ？

松橋事務局長補佐　ちょっと確認いたします。

議　　長　他、ございますか。はい、善財委員。

善財地区調査会長　同じく６番の案件ですが、一番右の欄の備考欄には既存の拡張とありますけれども、具体的に詳しい内容について説明いただければと思います。お願いします。

議　　長　既存の拡張、この割合で判断をしたということですよね。それについて、事務局のほうで説明していただけませんか。

松橋事務局長補佐　既存面積につきましては2,388㎡ございまして、その２分の１以下ということで、許可相当の要件となっております。それと、先ほどの、この●●株式会社の目的ということで定款に書かれておりますのは、建築土木工業工事ですとか、ビル、家屋の解体工事ですね、足場の仮設工事といった内容になっていまして、農業関係の事業は含まれておりません。

議　　長　両委員さん、事務局の回答に対して再質問どうぞ。

善財地区調査会長　2,388㎡が既存の面積だということですが、これについては法人所有の土地ですか、個人所有の土地ですか。

松橋事務局長補佐　法人所有となっております。

議　　長　法人所有2,388と。その２分の１っていうことですね。善財委員さん。

善財地区調査会長　了解しました。

議　　長　いいですか。阿部委員さんどうですか。よろしいですか。

阿　部　委　員　最初から法人所有で取得したってことなんですね。目的は農業関係なくて。要するに、農地だけど転用をするっていう前提で。

浅　川　参　事　それは、今回のことでいうと。2,300㎡っていうのではなくて、

兼事務局長　今回のこの400何㎡、今回の案件が３年前に３条で個人で取得しているので、法人の2,388㎡が農地を転用したというところの経過は、まだ今すぐには確認しないと分かりませんけれども。今ほどの400㎡っていうのは３年前に農地として●●さん個人で取得した農地。それを法人にするものですから５条でもって今回転用すると、こういう感じなんです。

解体業なもんで、この広い敷地内に鉄くずとかステンレスとかアルミサッシの類いとか、そういったものが積まれてる環境であることは間違いないんですよ、山際でね。だから、将来的に見ても、いろいろと不安な要素っていうか、注視してかなきゃいけない地域かなとは思うんですけれども。現状とすると今、そういった経過でございました。

阿部委員　2,388㎡を取得したときは、個人で取得した？

浅川参事　2,388は法人が所有してる事業用地で、さかのぼれば、いつか

兼事務局長　は畑だったと思われますが、そこまでの経過は、今すぐに。

阿部委員　確認できない？

議長　いいですか、私の担当地域なんですけれど。もともとは農地で買われて、私どもとしては農地の、いわゆる農家創設の面談をしたんですよ、最初。２年ほど、いろいろ植えてみたけども、全然、土地が悪くて、植えたら枯れちゃったとか、野菜やったけど、全然、つるはしも入らないような農地で、これではもう農地として使いもんになんねえと、さあ困ったということで、建築資材をずるずると置き始めた、というような経過だったんですよね。だから、われわれとすれば、農業委員会という立場からすると、農家創設のときに、もう少し鋭く吟味をすればよかったなという反省は若干あります。

よろしいですか。私のほうからいいですかね。１番、バイオマスの関係で。まず、ここの畑・田は、従前はどういう使い方を、いわゆる耕作地として使っておられたのかどうか。それから、これを、転用するに当たって雨水対策、例えば、下はコンクリにするのかね、例えばですよ、そういったことによって雨水をどういうふうにしようとしているのか。建屋なんかは造るような予定があるのかどうか。その辺、ちょっと含めて、周辺への、いわゆる排水対策、ちょっとコメントなかったもんで、お願いしたい。

善財地区調査会長　私の方から。

議長　はい、どうぞ。

善財地区調査会長　排水対策につきましては、浄化槽を設置して排水処理をするという計画が出されております。この土地は以前どうだったのかということでありますけれども、田んぼだったのか畑だったのか。台帳を見ると、このようになってるので、もともとはそうだった

かもしれませんけれども、いずれにしろ長年にわたる休耕地であるというふうに。昨年は休耕地です。

議　　長　昨年は休耕地ね。

善財地区調査会長　はい。以上です。

議　　長　清水委員さん、なんかコメントあります？地元で。

清　水　委　員　高原野菜を作っていた場所です。それから真ん中に、真ん中の所に堰が、川が。それは要するに、対策はちゃんとするということです。それから、コンクリート化されるとかは分かりませんが、そこで材木のヤニとか、いろいろ出る。それは先ほど、調査会長のほうが申し上げたように、浄化槽で処理をして流すということだそうです。

議　　長　余談ですけど、県の審議会では結構細かいところを質問、どんどんされるんですよ。だから、その辺ちゃんと答えられないと審議が止まっちゃうので。農業委員会で一度通せば、私も終わったら現場行って確認はしますけど、特に、県に挙げるような課題については、その辺も含めて、それぞれ調査をお願いしたいと。

笠　井　主　幹
兼事務局長補佐　ここは木材置場ということですので、建屋は造る予定はございません。

議　　長　ない？乾燥というのはいわゆる？

笠　井　主　幹
兼事務局長補佐　野積みの、丸太をそこに積み上げてく。

議　　長　ありがとうございました。他、委員さん、よろしいですか。ありがとうございました。それでは、質問はこれで打ち切りたいと思います。採決に入ります。議案第200号につきまして許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【賛成多数】

議　　長　賛成多数によって、議案第200号は許可相当と決定いたしました。続きまして議案第 201 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局で説明をお願いします。

浅　川　参　事
兼事務局長　すみません。201 号の前に、先ほど宿題としていただいておりました、３条議案の関係で２件のご質問についてお答えいたします。

まず一つは、ヘーゼルナッツの、三才地区に農地を取得される方につきましては、隣接地を４反歩ほど、８月に先行取得されていまして、今回2,600㎡ですから、今回、ここで併せて6,600㎡で、これからヘーゼルナッツを植栽したいと。現状は荒れていて、まず、そこを整地して整えてから植栽するということで、ヘーゼルナッツは今回初めて、こちらのほうで開始したいということだそうです。

それから、もう１点が、豊野の農家創設で3,000㎡、３反歩ほ

ど取得されるという外国籍の方の転居の時期ですね。転居の時期につきましては、確認しましたところ、住居の契約を、この 11 月に取り交わす予定だそうです。それが終わってから転居をされるということなんですが、実際に転居される時期までは、未確認なんですけれども、11 月には、その住居の契約をされると、その後ということでございます。以上です。

議　　長　　分かりました。善財委員さん、以上で、調査会からはないですね。

善財地区調査会長　　３条は問題ないです。

議　　長　　ないですね、分かりました。説明をお願いします。

笠井主幹兼事務局長補佐　　では、議案第 201 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明申し上げます。本冊の 13 ページをご覧ください。相続した農地が高い評価額により相続税を課税されると、農業を継続したくても、その税金を払うために売却せざるを得ないという問題が生じるため、相続した農地で引き続き農業をしている場合は、一定の要件の下、相続税の全部または一部の納税が猶予される制度です。この制度を利用して税務署へ申告するためには、農業委員会が発行する適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件として、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることです。

番号１番と２番の２件となりますが、１番の相続人は長野市大字安茂里●●番地、●●氏、特例適用農地等面積は 1,887 ㎡で、その他の内容は記載のとおりです。続きまして、番号２番の相続人は長野市稲里町中央３丁目●●、●●氏、特例適用農地等面積は 288 ㎡で、その他の内容は記載のとおりです。説明は以上でございます。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議　　長　　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに西部地区調査会長から１番についてお願いします。

和田地区調査会長　　西部地区調査会の和田です。１番につきまして、相続人は被相続人と同居して農業に今まで従事しており、今後も耕作に意欲を示し、市街化区域に所在する農地について相続税の納税猶予を希望してるもので、適格者として妥当と認められます。以上です。

議　　長　　続きまして、中部地区調査会長から２番についてお願いをいたします。

北村地区調査会長　　この申請人の方ですけども、９月の総会で、隣の農地なんですが、適格者証明の決定をいただいたものですけれども。その後、この農地、当該農地の相続人として決定したことから、今回、また納税猶予に関する申請をしてきたものであります。現地を、き

ちっと確認をいたしましたが、現在、梨を栽培しておって、きれいに活用されているということで、農地を有効活用というふうに判断できますので、猶予の条件を満たしているというふうに考えました。以上になります。

議　　長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について質問のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。

【質疑なし】

議　　長　それでは、ないことを確認いたしました。採決に入ります。議案第 201 号に賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 201 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 202 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から、議案の説明をお願いいたします。

農業政策課中野主事　農業政策課の中野です。議案第 202 号 農振除外等に係る意見聴取についてご説明を申し上げます。別冊、第 21 回農業委員会総会議案農振除外等に係る意見聴取についてをご覧ください。資料の１ページに除外案件の受付表がありますのでご覧ください。今回の農業振興地域整備計画の変更は除外２件、軽微変更１件です。それでは詳細を説明させていただきます。

先に３ページのほうをご覧ください。除外ナンバー１番です。事業計画者は、地権者の●●と、その娘の夫である●●で、申出地において農家住宅の建設のため申出するものです。除外申し出地は青木島町大塚字南●●、地目は畑、除外面積は 293 ㎡。長野県川中島平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はございません。農地法は一種農地ですが、集落接続により転用見込みあり。開発許可は農家住宅のため、60 条証明により許可不要となっております。除外６要件につきまして、②については、この後の２件も同様なんですが、地域計画策定中のため要件から除いておりますが、その他は全て満たしている状態です。

続いて内容説明ですが、事業計画者は５月に農家創設をし、青木島町、真島町で 1,678 ㎡の農地を耕作しています。農地の近くに農家住宅を建設したいため申出するもの。地権者のみでは資金力が不足するため、農業後継者でもある娘夫婦と農家住宅の建設を計画したものです。ページ前後して申し訳ございませんが、２ページのほうに位置図、４ページ以降に配置図、申出地の現況写真等を添付しておりますので参考にご覧ください。

続いて７ページをご覧ください。除外ナンバー２番です。事業

計画者は●●株式会社で、申出地において駐車場を整備するため申出するものです。除外申出地は屋島万年島境●●番で、地目は畑、除外面積は727㎡。長野平土地改良区の受益地ですが、土地改良事業等の実施はございません。農地法は一種農地ですが、既存の拡張により転用見込みあり、開発許可は新設の建物がないため不要となっております。除外６要件は全て満たしている状態です。

続いて内容説明ですが、事業計画者は近隣で廃棄物処理業を営んでいる。篠ノ井山布施で工場を持っていたが、隣地の土砂崩れにより被災し、操業不能となった。本社工場隣の業務用の車両駐車場として使用していた場所に新工場を建設したことに伴い、駐車台数が不足している。駐車場を確保する必要があるため申し出するものです。８ページ以降に位置図、配置図、申出地の写真を添付しておりますので参考にご覧ください。

次に11ページをご覧ください。軽微変更のナンバー１番です。地権者の●●が申出地において農業用倉庫を建設するため申出するものです。申出地は篠ノ井東福寺字南宮●●で、地目は田、軽微変更面積は356㎡のうち51㎡です。農地法は農用地区域内の農地における農業用施設のため転用見込みあり、開発許可は60条証明により許可不要となっています。除外６要件ですが、全て満たしていることを確認しております。

続いて内容説明ですが、事業計画者は篠ノ井東福寺で耕作をしていたんですが、南長野運動公園のフットボール場の整備事業の対象地となり収容されたため、代替地として申出地を取得した。この申出地にも、耕作するため農業用倉庫が必要となり、今回申出するものです。12ページ以降に位置図、配置図、立面図、現況写真を添付しておりますので参考にご覧ください。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ありがとうございました。ただ今、農業政策課より説明がありました。それでは、地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長、お願いします。

善財地区調査会長　除外ナンバー２でありますけれども、農振除外に関しましては、農振農用地に悪影響を与えない立地にありますので支障はないと判断いたしました。以上です。

議　　長　続きまして、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長　除外番号１番です。先ほど、事務局のほうからありましたように申出人ですね。この方は今年の５月に、自分の貸している農地と、それから、それを自分が耕作できるということと、それから、お姉さんが、体がきつくなって農地を維持することができないと

いうことがありまして、それを見据えて、５月に農家創設を行った方です。そういうことで、農業をやりたい、やるということなんで農振除外した上ですね、農家住宅を建設して耕作を行っていきたいというものであります。既に分筆しています。除外要件を満たしておりますので妥当というふうに判断をいたしました。

議　　長　　続きまして、南部地区調査会長から軽微変更の１番について説明をお願いします。

小林地区調査会長　　農振除外の 11 ページですね。別冊の 11 ページです。南部調査会では軽微変更のナンバー１番について審議いたしました。本件、申請地は南長野運動公園のフットボール場の整備利用対象地の代替地として、今年６月に農地法第３条により所有権移転の許可がされております。先ほど、農業政策課から説明がありましたけれど、もともとの耕作地が事業により収用されたため、この土地において耕作をするために農業用倉庫の建築をすることといたしました。現地についてはきちっと耕作されていることを確認しており、南部調査会では審議した結果、周辺農地の営農条件に支障が生じない、生じる恐れがないと認められますので許可相当とすることといたしました。以上です。

議　　長　　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の農業政策課の説明及び地区調査会長からの報告について質問のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。特にありませんかね。

【質疑なし】

議　　長　　それでは採決に入ります。議案第 202 号につきまして、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　　全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 202 号は原案のとおり決定いたしました。

農業政策課中野主事　　ありがとうございました。

議　　長　　ありがとうございました。続きまして、議案第 203 号 非農地決定について事務局より説明をお願いいたします。

笠井主幹兼事務局長補佐　　議案第 203 号 非農地決定についてご説明申し上げます。本冊の 15 ページをご覧ください。番号１番から、32 ページの 470 番までございます。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定されました農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有

者は送付された非農地決定通知書を添付することで、法務局で地目変更登記を行うことができます。

それでは 32 ページをご覧ください。面積の集計を載せてあります。今月ご決定いただくものは、山林が 123 筆で面積が 53,013 ㎡、原野が 347 筆で面積が 158,138.57 ㎡、合計で 470 筆、211,151.57 ㎡でございます。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今、事務局から説明がございました。これより質疑に入ります。先ほど説明を申し上げたとおり、委員が関係する別紙１を、この会議等でやりましたけども、本人は今日、欠席でおられませんので、全てを含めてご質問のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議　　長　それでは特別、質問もございませんので、非農地決定について採決を行います。議案第 203 号のうち原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第 203 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 204 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定による承認申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

農業政策課清水係長　農業政策課、清水と申します。よろしくお願いいたします。それでは議案書の別冊１、おめくりいただきまして１ページをご覧いただきたいと思います。それでは議案第 204 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第３条の規定によります承認申請につきましてご説明をいたします。議案番号は１、申請者は長野市大字若槻東条●●、一般社団法人●●代表理事●●氏で、事業対象地は上野１丁目地籍で、場所といたしましては、若槻大通りを北上いたしまして、蚊里田神社入り口の交差点を右折した市道沿いの耕地でございます。地番は●●のうち地目、畑、面積は 1,874 ㎡のうち 791.３㎡、土地所有者は●●氏でございます。

初めに、●●につきましては、●●地区住民自治協議会に位置付けられました団体で、住民自治協議会の役員または選出された者により構成されています。現在、若槻地区内 22 カ所で 248 区画の市民農園を運営しておりますが、いずれも開設に当たりましては、本件と同様に農業委員会から特定農地貸付に係る承認をいただいているところでございます。今回の申請地でございますが、１筆の中に、既に２カ所の●●市民農園が設置されておりま

して、今回は残りの部分を拡張して１筆全体を市民農園とする計画でございます。なお、今回の承認申請に当たりまして、添付書類といたしまして、市民農園に係る貸付条件、募集要項や貸付農地の管理運営方法などを定めた農地貸付規程及び●●、長野市長及び農地中間管理機構である長野県農業開発公社理事長の３者により、貸付農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項などを定めた特定農地貸付事業に関する貸付協定書。これは令和６年９月 24 日付締結でございますが、併せて提出されております。

また、本件申請に当たりまして、清水農業委員様には池田委員様に代わりまして、去る９月 12 日木曜日に、現地におきまして●●の事務局長と事前確認及び協議をいただいたところでございます。議案書に戻りまして、表の右から３項目目、貸付承認の４要件の項目にまいりまして、現地協議の結果などを踏まえ、一つ目の「周辺農地の利用に支障を及ぼさない位置にあり、妥当な規模を超えないこと」につきましては、参考欄に記載の、現在運営中の市民農園の隣接地で、一団の農地の周辺部であり、周辺農地への影響は少ないものと考えております。二つ目の、「借受者の募集・選考方法が、公平かつ適正なものであること」につきましては、農地貸付規程に、「●●地区住民自治協議会の広報誌、ホームページ、チラシ等による一般公募とし、応募者多数の場合は抽選によること」を定めておりますので、公平かつ適正なものと考えております。三つ目として、「貸付期間等が適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること」につきましても、農地貸付規程に「貸付期間を５年間とすること、貸付農地の適切な維持管理と運営を図るため管理人を置き、見回りや借受人に対する指示等を行うこと」を定めており、有効かつ適切な対応が図られているものと考えております。四つ目の農地の借受人がいないことにつきましても貸借はございませんことから、以上、四つの要件とも判定を可とするものでございます。私からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

議　　長　　ただ今、事務局から説明がありました。それでは１番について、北部区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

善財地区調査会長　　北部の善財です。詳細説明は事務局からありましたけれども、それ以外で、あえて説明を申し上げるとすれば、この申請地には既に 13 区画の市民菜園が運営されておりますが、今回、申請部分が６区画ということで、併せて 19 区画になるものであります。原案に記載のとおり、貸付承認の４要件を満たしておりまして許可妥当と判断いたしました。以上です。

議　　長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに地区調査会長の報告について発言のある方の挙手を求めます。よろしいですかね。

【質疑なし】

議　　長　意見がないようでございますので採決に入ります。議案第 204 号を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議　　長　全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第 204 号は原案のとおり承認いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告第 62 号 農地法第４条の規定による届出について、報告第 63 号 農地法第５条の規定による届出について、報告第 64 号 農地法第４条の規定による農業用施設（２アール未満）の届出について事務局より説明をお願いします。

笠井主幹兼事務局長補佐　報告第 62 号 農地法第４条の規定による届出についてご報告申し上げます。本冊の 33 ページをご覧ください。番号 41 番から、34 ページの 46 番までの６件です。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要ですが、市街化区域の農地はあらかじめ農業委員会に届け出ればよいことになっております。４条の転用届出となり、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届出です。いずれも市街化区域内の農地の届出で、内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、報告第 63 号 農地法第５条の規定による届出についてご報告申し上げます。本冊 35 ページをご覧ください。番号 75 番から、40 ページの 95 番までの 20 件です。同じく市街化区域内の届出ですが、５条の転用届出で農地の権利移動を伴う転用届出になります。内容につきましては記載のとおりとなっており、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。なお、38 ページの番号 86 番ですが、事務局長専決後に 39 ページ、番号 93 番のとおり変更したいとの申出があり、番号 86 番は取消となっております。

続きまして、報告第 64 号 農地法第４条の規定による農業用施設（２アール未満）の届出についてご報告申し上げます。本冊 41 ページをご覧ください。番号１番から３番までの３件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が２アール未満で要件に当てはまる場合は４条許可が不要で、農業委員会へ届出書を提出いただいております。内容につきましては記載のとおりです。書類等に特に問題なく、事務局長専決により受理しておりますのでご報告申し上げます。以上、報告案件の３件についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今、事務局から報告第 62 号、第 63 号、第 64 号について説明がありました。発言のある方の挙手を求めます。和田委員さん。

和田地区調査会長　西部地区調査会の和田です。39 ページの 92 番。市街化区域の太陽光パネルっていうのについては、特に規制とか、届出だけで承認されるのかどうかお聞きしたいんですけど。

議　　長　事務局、これについて回答願います。どうぞ。

松橋事務局長補佐　そちら、農地法だけで言いますと、市街化区域内ということで農地法の許可が不要の案件になりまして、事務局のほうに届出をすれば転用できる案件となっております。また、これ以外に、県の条例で定める基準といいますかがありまして、場合によっては県のほうに届出が必要な案件となりますけれども、本件につきましては、そのものについては事務局のほうで把握しておりません。

議　　長　よろしいですか。

和田地区調査会長　いいです。

議　　長　他、いかがですか。それでは質問を締め切ります。報告案件でございますので、ご了解いただきますようお願いをいたします。

次に、その他、農業委員会等に係る事項について審議を行います。議案第 205 号 地域農業経営基盤強化促進計画に係る関係者の意見についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

笠井主幹兼事務局長補佐　こちら資料１、A4、１枚の裏表のこちらをご覧いただきたいと思います。地区調査会のときに議案と一緒に送った A4、１枚の紙でございます。本件につきましては、地域計画を定めるに当たって長野市長から意見を聞きたいとの依頼に基づき議案としたものでございます。内容につきましては地区調査会で説明させていただきました案件でございますので、ご審議いただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

議　　長　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、地区調査会長から意見の報告をお願いいたします。最初に北部地区調査会長、お願いします。

善財地区調査会長　北部です。北部地区では特に意見、異論はありませんでした。以上です。

議　　長　続きまして、西部地区調査会長、お願いします。

和田地区調査会長　西部地区調査会の和田です。西部地区調査会でも、特に意見ございませんでした。以上です。

議　　長　続きまして、中部地区調査会長、お願いします。

北村地区調査会長　調査会メンバー全員出席して、十分議論してまとめたものでありますので、意見はありませんでした。

議　　長　　それでは、南部地区調査会長、お願いします。
小林地区調査会長　　南部地区も同様に意見がございませんでした。
議　　長　　それでは、最後に東部地区調査会長、お願いします。
近藤地区調査会長　　東部地区調査会、近藤です。東部地区調査会においても意見はありませんでした。
議　　長　　全ての調査会において特別意見がないということでございます。これより質疑に入ります。ただ今、事務局説明及び地区調査会長の報告について発言のある方の挙手を求めます。いかがですか。よろしいですかね。
【質疑なし】
議　　長　　それでは特別、ご意見ございませんので採決に入ります。議案第 205 号について、意見なしで報告することに賛成の方の挙手を求めます。
【全員挙手】
議　　長　　ありがとうございました。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案につきましては、このまま、205 号については、このまま通します。
以上で予定いたしました議事が終了いたしました。これで、私の議長の任を解かせていただきます。委員の皆さん、ご協力いただきまして、ありがとうございました。
曽根会長代理　　会長、ありがとうございました。以上で本日の議事は終了となりました。次に８、その他に移ります。本日の議事全体を通して、委員の皆さまからご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。
阿部委員　　ちょっと一つ。
曽根会長代理　　阿部委員さん。
阿部委員　　非農地の決定なんだけど、ここに名前がみんな出ているんだけど、健在者というか、そういうの、もし、相続されてないでやったとか、その辺、ちょっと。
青木会長　　非農地の件で、いわゆる、既に亡くなった方があるかどうかってことですか。
阿部委員　　それが、できるのかどうか。
青木会長　　それが処理できるかどうかということですか。事務局、お願いします。
松橋事務局長補佐　　こちらの議案には登記名義人ということで載せてありまして、農業委員会としては、現況が農地でないことを決定して、それについて決定するということになってまして。あとは、登記のほうということになりますので、その書類を持って登記いただくんですが、そのときに所有権移転といいますか、相続の登記もしていただいた上で非農地の登記もしていただくというような処理に

なっていくと思います。

阿　部　委　員　だから、関係なく非農地は決定できるってことでいいんだよね。

松橋事務局長補佐　はい。あくまでも現況が農地でないことを農業委員会が決定するというものになります。

曽根会長代理　阿部さん、よろしいですか。他に。

よろしいでしょうか。なければ、事務局から今後の日程につきまして、お願いしたいと思います。

西村事務局長補佐　私から今後の予定について説明をさせていただきます。恐れ入りますが、総会の次第の下段をご覧ください。次回、第 22 回総会につきましては 11 月 29 日金曜日の午後１時 30 分から、第２庁舎 10 階の会議室 203 で行いますので、日程の確保をお願いいたします。続きまして、次第の裏面をご覧ください。２の、11 月の地区調査会及び農家相談会の日程を記載してございますので、ご承知おきをお願いいたします。３番は今後の会議の日程についてですが、12 月の役員会、総会の日程を新たに記載しましたので、よろしくお願いいたします。私からの説明は以上です。

曽根会長代理　ありがとうございました。以上で第 21 回の総会を終了といたします。皆さん、お疲れさまでした。